

佐世保市の貸付金制度

佐世保市には、次のような独自の貸付金制度があります。どうぞご利用ください。なお、借受けのできる要件や貸付限度額、利率等の詳細につきましては、各問い合わせ先にお尋ねください。

企業者向け

制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
短期資金	市内中小業者の方が、希望に応じた時期に借入れ可能な短期の運転資金を融資します。	市内中小企業者	融資期間1年、融資限度額1,500万円	商工労働課 Tel0956-24-1111 内線 3004 メールアドレス syouko@city.sasebo.lg.jp
緊急経営対策資金	市内中小企業者の方に対して、不況(売上減)・災害対策等・大規模な経済危機対策等・連鎖倒産防止など、経営の安定を図るための運転・設備資金を融資します。	市内中小企業者	[不況対策資金等] 融資期間10年、融資限度額3,000万円、据置期間2年以内 [危機対策資金] 融資期間10年、融資限度額3,000万円、据置期間2年以内 [連鎖倒産防止] 融資期間10年、融資限度額2,000万円、据置期間2年以内	
経営合理化資金	経営の合理化のために必要とする運転及び設備資金を融資します。	市内中小企業者	融資期間:運転10年、設備10年、融資限度額3,000万円、据置期間1年以内	
小口事業資金	小口の運転及び設備資金を融資します。	市内小規模企業者(従業員20人以下。ただし、商業、サービス業は5人以下)	融資期間:運転7年、設備10年、融資限度額2,000万円、据置期間1年以内	
エコ資金	環境に配慮した経営に取り組む中小企業者に対し、設備資金を融資します。	市内中小企業者	融資期間10年、融資限度額1,000万円、据置期間1年以内	
創業資金	市内で創業するために必要な資金を融資します。	市内での創業予定者等	融資期間:運転7年、設備10年、融資限度額2,000万円据置期間1年以内	
事業承継資金	事業承継のために必要な資金を融資します。	事業承継を行う市内中小企業者	融資期間:10年、融資限度額4,000万円据置期間1年以内	
DX資金	IT化を含めたデジタルトランスフォーメーションの構築に要する資金を融資します。	市内中小企業者	融資期間:10年、融資限度額3,000万円据置期間1年以内	
協同組合等振興資金	市内事業協同組合等が、企業の合理化・設備の近代化・高度化等のために必要とする運転資金・設備資金を融資します。	市内事業協同組合等	融資期間:10年、融資限度額:一般1億5,000万円、集団化10億円、再開発4億円、据置期間1年以内	